

検討経過

国際仲裁の活性化等の観点から、仲裁法制の見直しについて検討

令和2年10月、法制審議会(仲裁法制部会)にて調査審議開始

⇒ 令和3年3月、中間試案の取りまとめ

⇒ 令和3年10月、法務大臣に対する要綱の答申

背景

現行の仲裁法



・平成15年(2003年)
モデル法に準拠して制定

・モデル法2006年改正には一部未対応

モデル法



国連国際商取引法委員会
(UNCITRAL)において

・昭和60年(1985年)策定

・平成18年(2006年)改正

国際仲裁の活性化に向けた取組

国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議 (平成30年4月中間取りまとめ)

当事者が仲裁地を選択するに当たっては、対象国の法制度の在り方に重大な関心

⇒ 最新の国際水準に見合った法制度を備えていることは、我が国の国際仲裁を活性化させる上で重要な要素

- ・ 成長戦略フォローアップ(令和3年6月閣議決定)「仲裁法改正に向けた検討について2021年度中に結論を出す」
- ・ 日本仲裁人協会(JAA)、日本弁護士連合会等の関連団体からも仲裁法制の見直しを求める声あり
- ・ 外弁法(外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法)の一部改正(令和2年5月)により、国際仲裁代理の範囲拡大、国際調停代理の規定整備

要綱の概要

暫定保全措置に関する規律

我が国の仲裁法が準拠するUNCITRAL(国連国際商取引法委員会)国際商事仲裁モデル法が改正されたことを踏まえ、暫定保全措置の定義(類型)、発令要件、暫定保全措置命令の執行等について、改正モデル法に準拠した規律を整備

仲裁合意の書面性に関する規律

口頭の契約においても、仲裁条項を含む文書又は電磁的記録が引用されているときは、仲裁合意の書面性を満たすものとし、改正モデル法に準拠した規律を整備

仲裁関係事件手続に関する規律

裁判所で行われる仲裁関係事件手続(仲裁判断の取消し、執行決定の手続等)について、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所に競合管轄を認め、一定の場合に仲裁判断書の訳文添付の省略を認める